

利率が1.25%から1.16%に改定され、ご利用しやすくなりました。

マル経融資制度

小規模事業者経営改善資金（マル経資金）は、小規模事業者の皆様の経営を応援するため、商工会議所の推薦に基づき「無担保・無保証人」でご融資する日本政策金融公庫の融資制度です。

設備投資や年末事業資金、また 1.16%以上の利率で現在お借入れの方は、利率 1.16%を適用できる既存マル経融資の「借り換え」をご活用ください。

制度の特徴	無担保 無保証人
融資限度額	2,000万円
ご返済期間	運転7年以内（据置1年以内） 設備10年以内（据置2年以内）
利率	1.16%（10月19日現在） ※まち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度該当は上記利率-0.1%
申込み期限	毎月20日（お早めにご相談・お申し込みください）

ご利用いただける方

- 従業員数20人以下の法人・個人事業主の方
商業とサービス業（宿泊業・娯楽業を除く）
は5人以下の法人・個人事業主の方
- 糸魚川市内で1年以上事業を行い商工会議所の経営指導を6ヶ月以上受けている方
- 納期限の到来している所得税・法人税・事業税・住民税・消費税を完納している方
- 日本政策金融公庫の融資対象業種を営む方
※審査の結果ご希望にそえない場合があります。

資金の使い道

運転資金

- 商品(材料)の仕入資金
- 買掛金(手形)の決済資金
- 諸経費の支払い資金

設備資金

- 営業用車輛の購入資金
- 機械等設備の購入資金
- 店舗・事務所の改装資金

まち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度が運用されます

マル経資金にまち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度が運用され、下記の項目に取り組む事業者に対して「利率-0.1%」が適用されます。

- ①貸付後おおむね1年以内に新たに1名以上の若者（35歳以下）を雇用する事業者。
- ②貸付後おおむね1年以内に本社を東京23区から地方に移転、店舗・事務所・工場等を地方に新設・増設する事業者。
- ③次世代育成支援対策推進法第13条の認定事業者（くるみんマーク認定を受けた事業者）。
- ④まち・ひと・しごと創生法に基づき策定された「都道府県・市町村の地方版総合戦略」により、地方創生に資する事業として地方公共団体が認めた事業を行う事業者。

※詳細は、糸魚川商工会議所中小企業相談所にお問合わせください。

認定経営革新等支援機関糸魚川商工会議所 中小企業相談所

〒941-8601 新潟県糸魚川市寺町2-8-16 TEL025-552-1225 FAX025-552-8860

http://www.itoigawa-cci.or.jp E-mail info@itoigawa-cci.or.jp